

議第5号

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

高島市長 福井正明

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年高島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に

改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。